

(運用基準 様式3)
令和5年8月18日

健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課

令和5年度就労的活動支援事業(モデル事業)業務委託 契約結果

令和5年度就労的活動支援事業(モデル事業)業務委託について、公募型プロポーザル方式で受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

1 件名	令和5年度就労的活動支援事業(モデル事業)業務委託
2 委託内容	(1) 事業全体の企画 (2) マッチングツールの検討・活用 (3) 就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築 (4) 市民向け講座の実施 (5) 企業・地域活動団体等への活動の切出し調整及び活動先の確保 (6) マッチング支援 (7) 本市就労的活動の切り出しに関する指針の作成 (8) 報告書の作成
3 契約の相手方	関内イノベーションイニシアティブ株式会社
4 契約金額	9,999千円
5 契約日	令和5年7月5日

6 評価結果

提案者	評価点数	順位
関内イノベーションイニシアティブ株式会社	606点	1位

7 評価基準・評価委員会開催経過等

(1) 評価基準 別紙のとおり
(2) 評価委員会開催日時 令和5年5月11日(木) 10時~11時
(3) 評価委員会開催場所 市庁舎16階N-04会議室
(4) 評価委員出席状況 6人中6人出席

8 問い合わせ先 健康福祉局高齢健康福祉部地域包括ケア推進課 TEL: 045-671-3464

提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とする。

表1 基本的評価事項

評価項目 () 配点	評価の着目点		配点	評価	評価点
会社の業務経歴 (10点)	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容		10		
予定従事者の経験 及び業務実施能力 (10点)	管理担当者	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容	5		
	担当者		5		
業務実施方針及び 手法 (70点)	理解度 業務内容の	(1) 就労的活動支援に関する国の施策（生活支援体制整備事業等）について、十分に理解しているか	10		
		(2) 横浜市における就労的活動を含む高齢者のボランティア活動の現状や支援における課題について、十分に理解しているか	10		
	業務実施方針	(1) 横浜市における①課題や特性 ②多様な関係機関との棲み分けや連携による展開等を踏まえた実施の方向性・ポイントを打ち出せているか	10		
		(2) 事業全体の企画、マッチングツールの検討・活用、就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築について、具体的な提案になっているか	10		
		(3) 市民向け講座の実施、企業・地域活動団体等への活動の切り出し調整及び活動先の確保、マッチング支援について、具体的かつ効果的な提案になっているか	10		
		(4) 就労的活動の切り出しに関する指針の作成、報告書の作成について、ポイントかつ具体的な提案を打ち出せているか	10		
業務の進め方（実施スケジュール等）の妥当性		10			
取組意欲等 (40点)	業務に対する取組意欲		10		
	理解度、専門技術力		10		
	提案の実現性		10		
	効果的、効率的な検討の工夫の有無		10		

評価項目	評価の着目点	配点	評価	評価点
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組 (3点)	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1		
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこはまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	1		
障害者雇用に関する取組 (1点)	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1		
健康経営に関する取組 (1点)	健康経営銘柄、健康経営優良法人(大規模法人・中小規模法人)の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1		
評価点の合計 (135点)				

2 評価方法

- (1) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価とする。
- (2) 評価点は以下のとおりとする。
 配点10点の項目の場合、A=10点、B=6点、C=0点
 配点5点の項目の場合、A=5点、B=3点、C=0点
 配点1点の項目の場合、A=1点、B=0点（C評価はなし）
- (3) 評価委員の合計評価点の60%を基準点とする（評価委員6人全員が評価委員会に出席した場合の満点は810点、基準点は486点）。基準点に達しない場合は不適格とする。
- (4) 同種又は類似業務の実績については、その認定範囲を明確にし、所定の提出書類に記載すること。

表2 評価の視点

評価項目	評価の着目点		評価			備考
			A	B	C	
会社の業務経歴	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容		高度かつ豊富な実績がある	ACに該当しない	実績がない	A評価例 市内企業・地域活動団体と連携し、高齢者のニーズを基にした活動の切り出し実績がある。
予定担当者の経験及び業務実施能力	管理担当者	過去10年間の同種又は類似業務（高齢者の有償・無償でのボランティア活動に関する業務）に関する、市内企業・地域活動団体との具体的な連携を踏まえた実績内容	実績年数が5年以上	ACに該当しない	実績がない	
	担当者					
業務実施方針及び手法	業務内容の理解度	(1) 就労的活動支援に関する国の施策（生活支援体制整備事業等）について、十分に理解しているか	十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例 就労的活動支援のうち、特に本人の特性や希望に沿った形でマッチングするという点について、正しく説明し、意義も見出している。 B評価例 意義は見出しているが、就労的活動支援についての理解は十分ではない。
		(2) 横浜市における就労的活動を含む高齢者のボランティア活動の現状や支援における課題について、十分に理解しているか	十分に理解している	一定程度の理解がある	理解していない	A評価例 事例や研究結果等を交えながら、他の大規模自治体や、横浜市での現状や課題について、根拠を持って適切に説明することができている。
	業務実施方針	(1) 横浜市における①課題や特性 ②多様な関係機関との棲み分けや連携による展開等を踏まえた実施の方向性・ポイントを打ち出せているか	特に優れている	一定程度打ち出せている	妥当とはいえない	A評価例 横浜市ならではの多様な関係者との連携について具体的に示されており、市の課題や特性と関連付けて、適切な実施の方向性を示すことができている。

評価項目	評価の着目点		評価			備考
			A	B	C	
業務実施方針及び手法	業務実施方針	(2) 事業全体の企画、マッチングツールの検討・活用、就労的活動を含む関連取組の情報収集及び関連機関との関係構築について、具体的な提案になっているか	特に優れている	十分である	十分とはいえない	△評価例 提案内容が具体的であり、多様な関係者の連携体制の構築や事業の実施に向けて、効果的で一貫した内容となっている。
		(3) 市民向け講座の実施、企業・地域活動団体等への活動の切り出し調整及び活動先の確保、マッチング支援について、具体的かつ効果的な提案になっているか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	△評価例 提案内容が具体的であり、目的に沿った事業展開が期待できる内容となっている。
		(4) 就労的活動の切り出しに関する指針の作成、報告書の作成について、ポイントかつ具体的な提案を打ち出せているか	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	△評価例 高齢者のニーズの把握や活動の切り出し方について、様々な関係者が共通認識を持てるような、具体的な提案内容となっている。
		業務の進め方（実施スケジュール等）の妥当性	特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	△評価例 横浜市との信頼関係を構築し、適切に判断を仰ぎながら、責任を持って業務を遂行する内容となっている。
取組意欲等	業務に対する取組意欲		非常に意欲がある	意欲がある	意欲がない	
	理解度、専門技術力		特に優れている	十分である	十分とはいえない	
	提案の実現性		特に優れている	妥当である	妥当とはいえない	
	効果的、計画時の検討への工夫の有無		特に優れている	十分である	十分とはいえない	
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定		策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上	—	

評価項目	評価の着目点	評価			備考
		A	B	C	
ワークライフ バランス・障 害者雇用に関 する取組	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主 行動計画の策定	策定し、労働局に届 出ている（従業員 301人未満の場合の み加算）	策定していない、 又は策定している が従業員301人以 上	—	
	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性 の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、よこ はまグッドバランス賞の認定の取得、又は若者雇用促進法に基づく認定 （ユースエール）の取得	取得している、また は認定されている	取得していない、 又は認定されてい ない	—	
障害者雇用に関す る取組	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	達成している（従業 員43.5人以上）、又 は障害者を1人以上 雇用している（従業 員43.5人未満）	達成していない （従業員43.5人 以上）、又は障害 者を1人以上雇用 していない（従業 員43.5人未満）	—	
健康経営に関する 取組	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、 又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	認定若しくは認証を 受けている。	認定若しくは認証 を受けていない。	—	